

稿者の情報(住所、氏名、電話番号等)を知ることができる場合があります。

身の危険を感じる内容の投稿がある場合は最寄りの警察へ相談してください。誹謗中傷や名誉棄損に関する投稿への対応や削除方法などについては、違法・有害情報相談センターや弁護士などに相談しましょう。

悪質な誹謗中傷については、投稿者に対して民事、刑事の両方で責任を追及できる可能性があるため、証拠となる投稿の内容、URL等をスクリーンショットなどで保存して、警察や弁護士に相談するとよいでしょう。

Q6 発信者情報開示請求に係る意見照会書が届きました。どうすればよいのでしょうか。

あなたが、インターネットの掲示板やSNS上などで他人の権利を侵害する可能性のある投稿を行った場合、権利を侵害された人がプロバイダに対して発信者情報開示請求を行う可能性があります。

発信者情報開示請求を受けたプロバイダは、投稿の発信者に「発信者情報開示請求に係る意見照会書」を送付します。

投稿の発信者が開示請求に同意すると、発信者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報が請求者に対して開示されます。その後は、民事的な損害賠償請求や、場合によっては刑事告訴がなされることが考えられますが、他人の権利を侵害したことを認めることで示談による早期解決が可能となる場合があります。

投稿の発信者が開示請求に同意しない場合は、発信者から提出された書類をもと、プロバイダが発信者情報の開示・不開示を判断します。プロバイダが不開示の判断をすると、次に請求者はプロバイダに対して、発信者情報開示請求訴訟等を提起することになります。

なお、何も回答しない場合は、投稿の発信者が意見照会書の内容に反論したいことがあったとしても、プロバイダの判断により発信者情報が開示される可能性があります。

発信者情報開示請求に係る意見照会書が届いた場合は、身に覚えがあってもなくても慎重に対応する必要がありますので、届いた書面を持参して弁護士に相談するとよいでしょう。

Q7 弁護士・司法書士に相談・依頼したいと考えています。どのような費用がどれくらいかかるのですか？

一般的に、弁護士や司法書士に支払う費用としては、**法律相談料、着手金、報酬金、手数料、日当、顧問料**等があります。また、手続きに応じて印紙代や郵便切手代などの実費も必要となることが一般的です。

これらの費用は、個々の弁護士・司法書士がその基準を定めており、標準価格はありませんので、依頼を考えている弁護士・司法書士に直接問い合わせる必要があります。ただし、おおよその目安を知りたいときには、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会がそれぞれ取りまとめた公表している報酬に関するアンケート結果等が目安として参考になると考えられます。

また、法テラスでは、無料の法律相談を行ったり、弁護士・司法書士の費用や裁判にかかる費用等を立て替えたりする、**民事法律扶助**の制度を設けています。この制度を利用するには、収入や資産が一定の基準以内であること、勝訴の見込みがないとはいえないこと等の要件を満たす必要があります。実際に法テラスが立て替える費用や返済方法は、事件の内容や経済状況等に応じ、審査を行って決定します。

Q8 法律相談は、どんなところでできますか？

全国各地の弁護士会・司法書士会は、相談センターを設置するなどして、法律相談を受け付けています。

日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会のホームページでは、それぞれ弁護士・司法書士を検索することができます。事務所によっては、自らホームページを開設し、取扱分野や法律相談の受付方法を案内しているところもあります。また、地方公共団体、各種支援団体等においても、法律相談会を企画・実施するなどしている場合があります。

法テラスにおいても、民事法律扶助制度の要件を満たす方や、大規模災害の被災者等に対して無料の法律相談を行っています。1回30分程度を目安として、同一問題につき3回まで相談が可能です。法テラスのご利用を希望される場合には、相談できる窓口をご案内しますので、**法テラス・サポートダイヤル(0570-078374)**にご連絡ください。



法律問題Q&Aシリーズ ⑥

身近なトラブルQ&A



法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル お な や み な し
☎ 0570-078374

全国どこからでもお問合せを受け付けています。
平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)
※[0570]はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分9.35円(税込)で通話することができます。
※IP電話やプリペイド携帯からは、03-6745-5600にお電話ください。
※ホームページでは、チャットでのお問合せや、メール専用入力フォームにてメールでのお問合せも受け付けています。



法テラスは国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

Q1 借入書を作らずに、友人にお金を貸しました。 このような契約は無効ですか？

金銭の貸し借りについての契約（**金銭消費貸借契約**）は、借入書を作っていないでも成立します。

もともと、契約後において、借主が貸金を返還しない、または契約そのものを否定するなどの問題が生じた場合には、お金を取り戻す訴訟等を行うために契約が成立したことの証拠が必要となります。その際、借入書は有力な証拠となりますので、金銭消費貸借契約を行う際には借入書を作成した方がよいでしょう。

なお、借入書がない場合でも、お金の貸し借りの場に居合わせた知人の証言やメール等の他の証拠によって金銭消費貸借契約の成立を証明することができる場合もあります。詳しくは弁護士や司法書士等に相談するとよいでしょう。

Q2 隣家の騒音に迷惑しています。 どのような解決方法がありますか？

隣人との関係ですので、交渉の方法には配慮が必要です。が、次のような解決方法が考えられます。

まず、地域の自治会やマンションの管理会社に相談したり、民事調停の手続を利用して話し合いをする方法があります。区分所有のマンションの場合、住民（区分所有者）は、建物の管理又は使用に関して区分所有者の共同の利益に反する行為を法律で禁止されていますから、同じマンションの他の住民からも同様の苦情が多く出ているときは、規約で騒音防止のルールを定めることも一案でしょう。

また、隣家の騒音が夜中においても相当大きいなど、一般人が我慢すべきであるとする範囲（**受忍限度**）を超える場合には裁判を起し、騒音の原因となっている行為の差止めや騒音を防止するための措置を求めることが考えられます。騒音によって何らかの損害が出ている場合には、**損害賠償**を請求することも考えられます。

また、判決を得るまでには相当の時間がかかることもありますので、当面の措置として裁判所に**仮処分**（例えば、裁判の決着がつくまで、相手方に騒音の原因となっている行為を止めるよう命令すること）の申立てをしたり、より緊急を要する場合には、警察に通報したりすることも考えられます。

その他、境界や敷地に関する問題等、近隣トラブルの解決については、専門家に相談するとよいでしょう。

Q3 賃借していたアパートから退去する際、部屋の汚れやキズなどの修繕費用を敷金から差し引かれました。 仕方がないのですか？

賃借人が、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときにその損傷を回復する義務を、**原状回復義務**といいます。この原状回復義務の対象となる損傷には、賃借人が契約により定められた使用方法に従い、社会通念上通常の使用方法によって生じた損耗や経年変化は含まれません。そのため、原状回復義務＝「新品の状態に戻す」という意味ではありません。

原状回復義務の範囲については、国土交通省から「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」という一般的な基準が公表されていますが、具体的には当事者間の契約の内容や個別の事情によることになりますので、詳しくは弁護士や司法書士に相談するとよいでしょう。相談の際は、賃貸借契約書や重要事項説明書、入居時と退去時に撮影した写真や備品の修理代、クリーニング代等の見積書を準備するとよいでしょう。

Q4 身に覚えのない借金の返済を求める「最終通告書」が届きました。どうすればいいですか？

「最終通告書」のように、公的機関や裁判所からの書面であるかのように装った請求であっても、全く身に覚えがない場合は**架空請求**である可能性があります。架空請求の場合には、記載されている電話番号に連絡をするなどの対応をしてはなりません。こうした架空請求の手口としては「民事訴訟〇〇通達書」等の標題を用いたり、実在する公的機関（法務省、財務省、税務署、日本年金機構等）の名称を使って偽装したりすることもあるようです。ただし、知らない名前の会社であっても、過去に利用した金融業者が委託した債権回収会社等である可能性もありますので、注意が必要です。

架空請求と思われる書類（SMSやメールも含む）が届いた場合、記載された連絡先に不用意に連絡を取ってしまうと、より詳しい個人情報や相手方に知られてしまう可能性があります。書面やSMS等に記載された連絡先には決して連絡せず、最寄りの消費

生活センター、または弁護士や司法書士に相談しましょう。

コラム：裁判所から訴状が郵送されてきた場合は？

架空請求と異なり、裁判所から実際に**訴状**等の書類が郵送されてきたときには、たとえ相手方の主張に全く根拠がないと思うときでも対応する必要があります。裁判を放っておいて反論しない場合、裁判所は、あなたが相手方の主張を認めたものとして、相手方を勝たせる判決を出すことが一般的であるためです。

相手方の主張を認めることができない場合には、**答弁書**を提出して争う必要があります。また、相手方の主張する事実関係を認めざるを得ないときでも、安易にあきらめて放置することは避けるべきです。例えばお金を借りた事実自体は間違いなくとも、利率が法律の上限よりも高い場合には相手方の主張する金額が認められないことがあります。相手方の主張を全く争えないときでも、分割払を認めてもらう、減額してもらう等、希望に沿った和解ができる可能性もあります。

その一方で、身に覚えのない訴状等が届いたときには、まず裁判所に確認すべきです。偽の訴状等に偽の裁判所の連絡先が記載されている場合もありますので、届いた訴状等に記載された電話番号等でなく、自身で調べた裁判所の連絡先に対して連絡するよう注意しましょう。

正規の裁判である場合には、弁護士に相談だけでもすることをお勧めします（相談をしたからといって必ず依頼しなければならないということはありません。）。なお、簡易裁判所での一部の裁判については、簡易裁判所の代理権を有する司法書士に相談・依頼することもできます。

Q5 インターネット上で誹謗中傷を受けています。 投稿の削除や、投稿者の特定はできるのでしょうか。

インターネット上に自身の権利を侵害する情報の投稿（プライバシー侵害、名誉毀損等）があった場合は、本人（本人が未成年者等であれば親権者などの法定代理人）からその投稿が行われた掲示板等の管理者等に対し、削除の依頼、請求をすることができます。

また、プロバイダ等に対して発信者情報開示請求を行うか、裁判所に対して発信者情報開示命令を申し立てることで、投